

★ 第17回定時総会開催 ★

去る5月26日(火)午後4時30分より、南国酒家・原宿店地下1階「迎賓館」に於いて、第17回定時総会が開催されました。

議事に先立ち、永年功労役員 名、また退任役員 名の方々に対して、永年の青色申告会の会活動へのご尽力に敬意を表し、「会長感謝状」の贈呈が行われ、続いて金井会長が議長に就任し、各議案の審議に入りました。

- 第1号議案 議事録署名人選任の件
- 第2号議案 第17期事業報告書承認の件
- 第3号議案 第17期収支計算書報告及び監査報告承認の件
- 第4号議案 第18期事業計画書(案)承認の件
- 第5号議案 第18期収支予算書(案)承認の件
- 第6号議案 役員改選(案)の件

各議案について、慎重な審議が行われ、原案のとおり承認可決されました。第17期(26年度)収支報告・第18期(27年度)事業計画書・収支予算書につきましては、2~3ページでご報告申し上げます。

最後に渋谷税務署長・石井敏彦様よりご祝辞をいただき、午後5時25分閉会となりました。



石井
税務
署長



金井
会長

一般会計	第17期 収支計算書		第18期 収支予算書
	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで		平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
勘定科目	予算額	決算額	予算額
I. 事業活動収支の部 (単位:円)			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入	1,000	1,250	1,000
(2) 特定資産運用収入	30,000	37,638	37,000
(3) 会費等収入	60,422,000	59,086,500	59,794,000
(4) 事業収入	20,673,000	20,664,440	20,460,000
(5) 雑収入	20,000	24,100	20,000
(6) 引当資産繰入金収入	2,330,000	695,000	2,300,000
事業活動収入計 A	83,476,000	80,508,928	82,612,000
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	56,482,890	53,796,968	59,169,925
(2) 管理費支出	17,360,530	14,722,995	15,896,175
事業活動支出計 B	73,843,420	68,519,963	75,066,100
事業活動収支差額 A-B	9,632,580	11,988,965	7,545,900
II. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
(1) 固定資産売却収入	0	0	0
投資活動収入計 C	0	0	0
2. 投資活動支出			
(1) 固定資産取得支出	1,330,000	337,635	311,000
(2) 特定資産取得支出	7,573,600	10,553,477	7,023,200
投資活動支出計 D	8,903,600	10,891,112	7,334,200
投資活動収支差額 C-D	△ 8,903,600	△ 10,891,112	△ 7,334,200
III. 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入	0	0	0
2. 財務活動支出	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV. 予備費支出			
予備費支出	728,980	0	211,700
当期収支差額	0	1,097,853	0
前期繰越収支差額	20,661,264	20,661,264	21,759,117
次期繰越収支差額	20,661,264	21,759,117	21,759,117

貸借対照表

平成27年3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
【Ⅰ】資産の部		【Ⅱ】負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
(1) 現金預金	22,919,432	(1) 流動負債	1,295,195
(2) その他流動資産	192,770	流動負債合計	1,295,195
流動資産合計	23,112,202		
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産	5,000,000	(1) リース債務	1,409,400
(2) 特定資産	96,446,402	(2) 退職給与引当金	25,332,123
(3) その他固定資産	54,128,260	固定負債合計	26,741,523
固定資産合計	155,574,662	負債合計	28,036,718
資産合計	178,686,864	【Ⅲ】正味財産の部	
		1. 指定正味財産	
		(1) 指定正味財産	0
		指定正味財産合計	0
		2. 一般正味財産	
		(1) 一般正味財産	150,650,146
		一般正味財産合計	150,650,146
		(うち基本財産への充当額)	5,000,000
		正味財産合計	150,650,146
		負債及び正味財産合計	178,686,864

第18期（平成27年度）事業計画書（抜粋）

I. 基本方針

私たち青色申告会は、青色申告者が自主的に組織した納税者団体として、昭和25年の創設以来、一貫して青色申告制度の普及推進を通じ、わが国の税制の中核である申告納税制度の発展と、納税思想の高揚に重要な役割を果たしてまいりました。

ところで、我が国の経済状況は、昨年来の「アベノミクス」効果により景気は回復基調にあると言われておりますが、4月の消費税引き上げに伴う景気の落ち込みや急落な円安による原材料高騰など、小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、景気回復を実感できるまでには至りませんでした。

私たち青色申告会は、このような厳しい環境の中にあっても会勢拡大に向けて前進していくため、「申告納税制度を推進し、納税道義の高揚を図り、税務行政の円滑な執行に寄与し、社会の発展に貢献する」ための公益活動を、積極的に展開していかねばなりません。

平成27年度においては、一般社団法人東京青色申告会連合会と協同して、記帳指導の青色申告会を自覚した、健全な納税者団体としての社会的責任を果たすとともに、次の施策を推進してまいります。

【重点項目】

- (1) 青色申告制度の普及推進を通じて、地域に密着した公益活動の充実に努め、健全な納税者の育成を図る。
- (2) 関係民間団体と協調し、会員及び一般納税者への税に関する啓発活動を高めるとともに、公益活動や租税教育活動に積極的に取り組みます。
- (3) 地域社会の信頼に応えるため組織基盤の強化、あわせて年間を通じた会勢拡大運動を展開します。
- (4) 「e-Tax」への対応など指導環境の整備と事務局指導体制の向上に努めます。

◆ 土曜・日曜日の「事務局」営業のお知らせ ◆

7月4日（土）、5日（日） 9時～12時は業務を行っています。

平日、事務局を利用できない方はぜひこの機会にお越しください。（源泉所得税・記帳相談等）

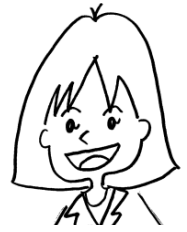
● 7月の税務相談日 ●

当会会員の税理士による
「税務相談会」を是非ご利用下さい

日 時	7月15日(水) 午前10時～午後4時
場 所	(一社)渋谷青色申告会事務局
費 用	無 料 (1人約1時間を予定)
ご予約制です。事務局までお電話でどうぞ (TEL 3463-7043)	

保険相談 Aflac

保険に入っていない。または
現在ご加入の保険の
見直しをお手伝いします。



- ☆保険料を安くしたい。
- ☆たくさん入っている保険を整理したい。
- ☆保険のことがよくわからない。
など、お気軽にご相談ください。

※相談ご希望の方は青色申告会事務局、または下記まで。



担当：(株)サックス 笠井
電話：0120-80-1781

● 都税についてのお知らせ ●

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月1日(月)に発送します。

<納期限> 平成27年6月30日(火)

<ご利用になれる納付方法・場所>


- ① クレジットカード **New**
パソコンや携帯電話から納付できます。
- ② 金融機関※¹・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ③ 口座振替※²
- ④ コンビニエンスストア※³



<利用可能なコンビニエンスストア(50音順)>

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サックス スリーエイト スリーエフ
生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューデイリーヤマザキストア ファミリーマート ポプラ
ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK 設置店
(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。)


*領収証書及びレシートを必ず受け取り、大切に保管してください。

- ⑤ 金融機関※¹・郵便局の  (ペイジー) 対応の A T M※⁴、インターネットバンキング※⁴、モバイルバンキング※⁴

※¹ 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※² 申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-3963-2177)へお問い合わせください。

※³ 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。

※⁴ ○  (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください)。なお、ペイジーで納付した場合に限り、「都税納税確認書」を発行していますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは、主税局ホームページ

(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)の「都税の納税等について」をご覧ください。

東京都 主税局

検索

固定資産税・都市計画税の納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、納税通知書に同封されているハガキでお申込みください。また、依頼書は主税局ホームページからもダウンロードできますので、そちらもご利用ください。

(平成27年8月10日(月)までにお申込みいただくと、9月の第2期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先> 主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-3963-2177)